

質問 と 回答

	質問	回答
1	<p>達人塾ネットのホームページにある、リフォーム事例集や『リスクで考えるわが家の耐震リフォーム』等はリンクフリーでしょうか。</p>	<p>はい。自由にリンクしていただいて結構です。</p>
2	<p>講義を通じて設計者と施工者が耐震工事で生計を立てられるか否かが課題と感じました。 他公共団体において業として成り立っている事業者数、年間施工件数など新規事業者が参入する上で参考となる資料の提示をお願いします。</p>	<p>業として成り立っている事業者数を数えることは難しいですが、高知県ではヒアリングを通して多くの事業者が十分事業として成立しているとの回答を得ています。新築をやめて、耐震改修専門に切り替えた事業者もいます。ヒアリング内容については、アドバンスコース資料（白い表紙の中綴じの資料）p.47～p.52）をご覧ください。</p>
3	<p>現在、市販の耐震診断ソフト(HOUSE DOG)を使用していますが、平屋建又は2階建の2階部分が1階の70%以上の場合、四分割法で計算するよう指導されています。そのルールは今でも指導されていますか。ソフト側では詳細/偏心率法で処理出来るのに大きく違う状態のまま計算しています。</p>	<p>県の補助金は原則、一般診断法により実施するものとしていますが、精算法による算出を排除したものではありません。より合理的な耐震補強設計を実施するには精算法や精密診断法を用いることが望ましいです。 ※市町村により詳細に定めている場合がありますので、市町村耐震補助金窓口へご相談ください。</p>
4	<p>改修建物の既存筋交い部材寸法が40×105又は40×120であった。既存筋交いに金物を付けて使用したい。この場合の倍率は1.5倍・2倍どちらで検討したら良いですか。</p>	<p>耐震改修では、新築で用いる「壁倍率」ではなく、「壁基準耐力」を用います。この場合の筋かいは2つ割未満のサイズですから、2.4kNとなります。倍率に直すと、1.22倍です。なお、筋かい端部だけではなく、柱頭柱脚にも土台・梁と緊結する金物が必要です。</p>
5	<p>長野県、国、市町村の補助事業による木造住宅の耐震診断、補強設計に用いる診断プログラムはWee以外の達人診断プログラム等を使用してもいいですか。他には「耐震診断PRO」等</p>	<p>日本建築防災協会のプログラム評価を受けた計算ソフトを用いることが望ましいものと考えます。 ※市町村により詳細に定めている場合がありますので、市町村耐震補助金窓口へご相談ください。</p>
6	<p>基礎補強については仕様などはないのでしょうか。手引きp15「玉石基礎補強」や「RC基礎新設」、「木造SRF」「基礎片側全面RC補強」等。</p>	<p>建防協2012年度版第7章に標準仕様が載っています。SRFなどのメーカー工法は、そのメーカーの仕様書を取り寄せることとなります。</p>

質問 と 回答

	質 問	回 答
7	基礎コンクリートが全くない建物に対してはどのようにアプローチされますか。	<p>「基礎がない」というご質問について、下記のような解釈のもと2通りの回答をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>1. 「基礎がない」 = 「布基礎も玉石基礎も何もない」と解釈した場合            (回答) 基礎が存在しない場合はその上部にどんな壁を作っても耐震要素と見なすことはできません。かならず、いずれかの基礎ランクに相当する基礎を新設してください。</p> <p>2. 「基礎がない」 = 「布基礎がない、玉石・ブロック等の独立基礎はある)」と解釈した場合            (回答) 玉石基礎、ブロック基礎に対応する基礎ランクIIIのままで弱い壁を分散配置し、目標評点を満たすような改修設計を行ってください。</p>
8	基礎と土台の緊結具合は改修時は評価されないのでしょうか。(緊結されていなくても良いか。)	<p>基礎と土台はもちろん緊結されている必要があります。基礎ランクIまたはIIでの設計は、基礎と土台が緊結されていることが大前提です。通常の建て方の場合、土台の位置決めがされなければ建て方ができませんので、コンクリートの布基礎が存在すれば一般的にはアンカーボルトで土台と基礎は緊結されています。この確認は、改修工事が始まったときに補強対象の壁について土台のアンカーを確認し、それがきちんと施工されていれば建物全体にわたって基礎と土台が緊結されているとの設計者判断は妥当なものと考えます。ただし、しかるべき場所にアンカーが無いような状況が見つかれば、その建物は基礎ランクIIIとして設計し直す判断が必要です。このような設計者判断の方針を事前に明確にし、住宅所有者や行政担当者に説明することが大切と考えます。</p>
9	A工法は、伝統的工法で建てられた住宅も対象ですか。	<p>伝統工法でも使用可能です。</p>
10	柱と土台の接合金物の取付けの説明はありましたが、耐力壁の取付く柱近接のアンカーボルトを追加する必要性の有無の説明がありませんでした。N値計算の接合金物を使った改修でもアンカーボルトの追加の必要性について教えてください。	<p>無筋コンクリート以上の基礎であれば、土台を移動しないようにするためにも公庫仕様に準じたアンカーボルト (M12) は入っているものと考えられます。M12のアンカーボルトで柱引き抜き力は10kNまで負担できますので、N値計算で”と”以上となったらアンカーボルトを追加してもいいですが、柱から直接基礎に伝達するHD金物で補強する方がより良いと考えます。</p>

## 質問 と 回答

	質 問	回 答
11	減災協のアルミアングルを入れた真壁A413、A433での工法でも補助金が受けられるのでしょうか。	県では、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法「A-○○○」工法を長野県建築物構造専門委員会で評価された工法とみなし、耐震補強工事の補助対象としています。A413、A433についても対象となります。